

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	9	府 省 庁 名	内閣府
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ ）		
要望 項目名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、税制上の特例措置の延長を講じる。 ・ 特例措置の内容 国際物流拠点産業集積地域において、所得税及び法人税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。 那覇市で新設された国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の標準課税を2分の1控除する。		
関係条文	（ 沖縄振興特別措置法 第50条、第51条 ・ 租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第60条 ・ 租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第36条 ・ 租税特別措置法施行規則 第5条の13、第20条の16、第21条の17の3 ・ 地方税法 第23条第1項第2号、第3号、第32条第1項、第35条第1項、第51条第2項、第72条第1項第3号、第72条の12第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号、第313条第2項 ・ 地方税法附則 第33条第4項		
減収 見込額	[初年度] — （ ▲28 ） [平年度] — （ ▲28 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	(1) 政策目的 国際物流拠点関連産業の更なる集積と設備投資を促しながら域外搬出額を増加させ、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。 (2) 施策の必要性 沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は全国最下位である。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、沖縄は企業の立地には多額な初期投資や割高な物流コスト、サプライチェーンの構築など、安定的な経営を確立するための課題が多い一方で、アジアに近いという強みがあり、国際物流拠点関連産業の更なる集積と設備投資を促しながら域外搬出額を増加させる必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】10 沖縄政策 【施策】10 沖縄振興に関する施策の推進
		政策の達成目標	租税特別措置等により達成しようとする目標 本特例措置の活用により、沖縄県内への国際物流拠点産業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、国際物流拠点関連産業の域外搬出額を増加させる。 ○達成目標 - 国際物流拠点関連産業の域外搬出額 令和11年度：1,178億円 - 本特例措置活用事業者の設備投資額 令和11年度：18億円 - 国際物流拠点関連産業の新規立地企業数 令和11年度：30社 （算出方法） 令和5年度の一人当たり県民所得（231万5千円）（実績）と令和13年度に291万円という値を基に必要な年平均増加額（7万4千円）から、令和11年度の一人当たり県民所得276万円1千円を推計。 令和11年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和11年度の国際物流拠点関連産業の域外搬出額の目標を1,178億円と設定。 これを基に令和11年度の国際物流拠点関連産業の域外搬出額を達成するために必要な目標投資額を18億円と設定。 令和13年度の国際物流拠点の集積を300社としており、そこから年平均の新規立地企業数を設定。 ○測定指標 - 国際物流拠点関連産業の域外搬出額 - 本特例措置活用事業者の設備投資額 - 国際物流拠点関連産業の新規立地企業数 ○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、本特例措置を活用した新規立地企業数を設定していた。 今回の要望では、令和4年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて更に具体的に本特例措置の効果測定を検証するため、政策目的として、一人当たり県民所得を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和12年3月31日までの3年間

		同上の期間中の達成目標	○国際物流拠点関連産業の域外搬出額		
			令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
			1, 178 億円	1, 211 億円	1, 245 億円
			○本特例措置活用事業者の設備投資額		
			令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
			18 億円	18 億円	18 億円
			○国際物流拠点関連産業の新規立地企業数		
			令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
			30 社	30 社	30 社
		政策目標の達成状況	○過去の達成状況		
			・ 国際物流拠点関連産業の域外搬出額		
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			981 億円	1, 043 億円	1, 075 億円
			・ 本特例措置活用事業者の設備投資額		
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			1 億円	21 億円	39 億円
			・ 国際物流拠点関連産業の新規立地企業数		
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			28 社	8 社	▲13 社
			※国際物流拠点関連産業の対象地域内において、新規に立地した企業に加えて撤退した企業も含まれているため令和6年度がマイナスとなっている。		
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で所得控除 1 件（74 百万円）、特別償却 3 件（148 百万円）、投資税額控除 21 件（208 百万円）の適用を見込む。			
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、沖縄県内への国際物流拠点産業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、国際物流拠点関連産業の域外搬出額を増加させる効果がある。 なお、国際物流拠点関連産業の設備投資や企業の新規立地により、国際物流拠点関連産業の域外搬出額は令和 4 年度から令和 6 年度において 94 億円増加した。			

	相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	○事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 ○貿易手続きの簡素化及び下記の措置 ・国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 ・関税の課税物件の確定に関する特例措置（保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを自由選択できる。）
		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
		要望の措置の 妥当性	国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、その企業規模やビジネス形態等多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該集積地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。 また、本特例措置は、主務大臣による確認制度を導入し、付加価値等の所定の要件を充足する事業者に限り本特例措置の適用を認めている。あわせて、措置実施期間中は毎事業年度に実施状況報告書の提出を義務付けており、事業者が策定した措置実施計画の進捗及び達成状況の把握が可能である。これにより、本制度には一定の規律が担保され、設備投資の効果が見込まれる事業者に対象が限定されている。したがって、本特例措置は、適用対象及び内容のいずれの観点からも必要最小限のものと考えられる。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項

税負担軽減措置等の適用実績

(過去5年間の適用実績)

(単位: 件、百万円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
所得控除	適用件数	1	3	2	1	0
	減収額	17	40	46	11	0
投資税額控除	適用件数	27	12	11	7	9
	減収額	170	52	318	196	362
特別償却	適用件数	3	2	4	1	0
	減収額	10	4	27	1	0
法人住民税	適用件数	31	17	17	9	9
	減収額	13	7	27	15	25
事業税	適用件数	31	17	17	9	9
	減収額	7	14	20	3	0
事業所税	適用件数	2	2	2	2	0
	減収額	1	1	1	1	0

※令和3年度～6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)における実績、令和7年度は沖縄県調査に基づいて算出。
※事業所税については、沖縄県「国際物流拠点産業集積計画の実施状況について」。

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績

(令和6年度実績)

・ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却
法人住民税 84 千円、事業税 458 千円

・ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
法人住民税 13,711 千円、事業税 —

・ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除
法人住民税 772 千円、事業税 2,120 千円

※事業税に地方法人特別税を含んでいる。
※国税に連動しない場合は「—」を記載。

税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)

本特例措置を通じて、沖縄県内への国際物流拠点産業の立地を促進するとともに、投資意欲を高めることで、国際物流拠点関連産業の域外搬出額を増加させる効果がある。
令和6年度の一人当たり県民所得は未確定であるものの、本特例措置活用事業者の設備投資額は、令和4年度から令和6年度までの合計 61 億円であり、その投資による効果として令和4年度以降の当該措置適用事業者の令和6年度の付加価値増加分は約 12 億円であることから、令和6年度の一人当たり県民所得の向上に一定程度寄与していると考えられる。

前回要望時の達成目標

令和8年度までに次の目標を達成する。
・ 国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を 10 社とする。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

令和4年度から令和7年度に立地した企業で本特例措置を活用した企業数は 14 社となっており、目標は達成されている。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
企業数(社)	2	7	3	2	14

これまでの要望経緯	平成 10 年度 ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 平成 14 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 平成 19 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 平成 24 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 平成 26 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等） 平成 29 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和元年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和 3 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和 4 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象地域の追加等） ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入 令和 7 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充・縮減（対象地域の追加等）
------------------	---

措置名：沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期アウトカムに本特例措置活用事業者の設備投資額、中期アウトカムに国際物流拠点関連産業の域外搬出額、長期アウトカムに一人当たり県民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和４年度（１年間）】：未達成
- 中期【令和４～５年度（２年間）】：達成
- 長期【令和４～６年度（３年間）】：実績不明

○短期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

コロナの拡大によって県の経済全体が落ち込み、事業者が設備投資や沖縄県への立地に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じており、また、令和４年度から主務大臣確認制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追いついていないことや制度の周知広報の不足から、十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。

そこで、今後は、制度の更なる周知広報を行った上で、主務大臣制度により取得できるデータも活用し、引き続き効果検証に努めることとする。

○中期アウトカムを達成した上で、措置を更に延長すべき理由

令和５年度時点の中期アウトカムの目標は達成したものの、令和１３年度時点の一人当たり県民所得の目標（※）を達成するためには、引き続き、設備投資による国際物流拠点関連産業の高付加価値化及び事業規模の拡大並びに新規立地企業の増加により、国際物流拠点関連産業の域外搬出額向上を図る必要があることから、本特例措置を引き続き継続する必要がある。

※291万円：新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画（令和４年５月。沖縄県作成）における令和１３年度の一人当たり県民所得の展望値。